

国立教育政策研究所中期目標

平成23年4月策定

平成28年4月改定

(前文) 国立教育政策研究所の基本的な目標

1 はじめに

都市化・少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟する中で、家庭や地域社会はもとより、教育・学習の様々な活動に大きな変化が生じている。とりわけ児童生徒に関しては、学力や体力、規範意識など多くの面で課題が指摘されている。また、学校から社会・職業への移行をめぐる、社会人・職業人として必要な能力と勤労観・職業観を身につけた人材を育成することが課題となっている。

他方、地球規模での情報通信技術の発達・普及、グローバル化の進行や産業構造の変化などに伴い、東アジアをはじめとするアジア地域と我が国の関係が一層緊密になっている。今後、教育政策の上でも地域経済の一体的進展を踏まえた人材育成という観点が重要となっている。国際的に通用する専門性、言語や立場の異なる人々とのコミュニケーション能力、国際社会の多様性や複雑性の理解力や受容力を高めていくことが急務である。

国立教育政策研究所は、このような認識の下に、様々な先行的な研究や既存施策の効果に関する調査活動を展開し、その成果を通じて国の教育政策の形成に寄与していく。

2 国立教育政策研究所の使命

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、学術的な研究活動から得た成果を、教育政策の企画・立案にとって有意義な知見として集約・提示する役割を担っている。また、国際社会において我が国を代表する研究機関であるとともに、国内の教育に関係する機関や団体に対して、情報を提供したり必要な助言・支援を行ったりする立場にある。

このような位置付けを踏まえ、国立教育政策研究所の果たすべき使命として、次の5項目を掲げる。

- (1) 中長期的な視点に立った戦略的な教育政策の企画・立案に資するため、教育をめぐる国内外の状況等について科学的に調査・分析・将来予測を行い、我が国における教育上の政策の在り方に関する知見を提示すること。
- (2) 社会の要請に機動的に対応した教育政策の企画・立案に資するため、教育をめぐる国民の関心等を踏まえ、緊急に解決が求められる政策課題の社会的背景や現状等について科学的に調査・分析を行うこと。
- (3) 教育の各分野において、必要に応じて、個々の活動内容等について調査研究、助言や支援を行うこと。
- (4) 教育に関する情報やデータ、文献を収集・整理・保存し、国内外の関係者に提供すること。
- (5) 共同研究調査の実施や会議の開催又は国際教育協力活動の実施等を通じて、国内外の関係する諸機関と教育研究に関する情報交流を推進し、その知見を集約すること。

中期目標の期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間。

I 研究所の調査研究等の質の向上に関する目標

1 教育政策研究に関する目標

以下の分野について、先行的な調査研究の実施及び既存の施策の検証を通じて教育政策の形成に寄与する。

- (1) 教育行財政
- (2) 初等中等教育
- (3) 教職員
- (4) 高等教育
- (5) 生涯学習

2 調査研究体制等に関する目標

- (1) 「1」に掲げる目標を達成するため、広く研究所内外の研究者が参画するプロジェクトチームを組織して実施するプロジェクト研究を実施する。
- (2) プロジェクト研究の課題設定は、教育政策の動向を勘案しつつ戦略的に行うこととし、研究の実施に当たっては、別に年度計画を策定する。
- (3) プロジェクト研究については、適切な進行管理及び予算・人員の管理を行い、研究成果の質の向上に向けたマネジメントの充実を図る。
- (4) プロジェクト研究について、当該研究の一定部分において中心的な役割を果たすことができる別に定める研究者を所外から招へいするなど、外部の研究者の知見の活用を一層推進する。
- (5) プロジェクト研究及び研究官、調査官による個々の研究の実施に当たっては、研究の範囲を広げ内容を深めるなどの観点から、必要に応じ、科学研究費補助金等の競争的研究資金などの活用を図る。

3 国際共同研究等に関する目標

- (1) 文部科学省と連携しつつ、経済協力開発機構（OECD）が進めている生徒の学習到達度調査（PISA）、国際成人力調査（PIAAC）、国際教員指導環境調査（TALIS）及び高等教育における学習成果の評価の開発事業（AHELO）に参加し、それらを実施・検討し、調査結果を分析・公表する。さらに幼児教育・保育に関する新たな国際調査に参加する。
- (2) 文部科学省と連携しつつ、国際教育到達度評価学会（IEA）が進めている国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）に参加し、関係機関・部局との連携協力の下で実施し、その調査結果を分析・公表する。
- (3) 東アジアをはじめ諸外国の教育政策研究機関等との間で研究面での交流を推進する。

4 児童生徒の学力等の実態把握に関する目標

- (1) 全国学力・学習状況調査について、文部科学省と連携しつつ、教科に関する調査の問題及びその解説資料を作成するとともに、調査結果の分析及び報告書の作成等を行う。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校等の学習指導要領等に基づく教育課程の実施状況について把握するとともに、学習指導要領の改訂に必要な資料を得るため、学習指導要領の実施状況に関する調査等を実施する。

5 教育委員会及び学校への援助助言等に関する目標

- (1) 教育委員会及び学校に対して、研究所の所掌に属する事項に関する専門的な援助及び助言を行う。
- (2) 各学校における学習指導要領に基づく教育課程編成及び指導方法等の改善充実を図るとともに、学習指導要領の改訂に必要な資料を得るため、特に重要な課題について、学校や地域を指定して実践的な研究を推進する。研究指定校事業の実施に当たっては、別に年度計画を策定する。
- (3) 学習指導要領に基づく教育課程編成、指導方法及び評価に関する指導資料の作成・配布を行う。
- (4) 生徒指導及び進路指導並びに学校施設整備に関し、指導資料の作成・配布を行う。
- (5) 社会教育に関し、指導者の資質向上のための研修や研修用資料の作成等を実施するとともに、地域における今後の社会教育事業の在り方等について調査研究を行う。研修事業等の実施に当たっては、別に年度計画を策定する。

6 研究成果の普及及び教育情報の提供に関する目標

- (1) 教育政策研究、国際共同研究、児童生徒の学力等の実態把握及び研究指定校事業などを通じて得られた知見及び情報を整理・提供し、国の教育政策や審議会等における審議に寄与する。併せて地方教育行政及び学校教育の向上にも貢献する。
- (2) 全国教育研究所連盟の活動を通じ、教育研究所との連携協力を推進する。
- (3) 教育委員会、大学及び教育関係団体との連携協力を推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- (1) 所長のリーダーシップの下、各部・センターにおける調査研究等の諸活動の活性化に資する適正な体制を整備する。
- (2) 事務職員等の専門能力の向上を図る研修制度を充実させるなど、組織を支える職員の力が最大限発揮される環境を整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。